

## 豊中市情報化推進施設エキスタとよなか設置要綱

### (設置)

第1条 情報化社会における、地域の情報化の推進を図るため、市民の情報リテラシーの向上及び地域情報の発信を行うための拠点として、豊中市地域情報化推進施設を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 豊中市地域情報化推進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市地域情報化推進施設エキスタとよなか
- (2) 位置 豊中市本町1丁目1番1号(阪急宝塚線豊中駅2階)

### (エキスタとよなか運営協議会)

第3条 市長は、豊中市情報化推進施設エキスタとよなか(以下「エキスタ」という。)の事業を協議するために、豊中市とJCOMマーケティング株式会社で構成するエキスタとよなか運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の事務局は豊中市都市経営部デジタル戦略課とする。

### (事業)

第4条 エキスタが実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ケーブルテレビを活用した地域情報の発信に関する事業
- (2) 地域情報化の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (委任)

第5条 この要綱に定めることのほか、エキスタに関し必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年5月27日から実施する

### 附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、令和4年1月14日から実施し、令和2年10月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。